

独立行政法人国立公文書館の平成23年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 体制の整備 公文書管理法及び国立公文書館法(平成11年法律第79号)に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率化が図られるよう、必要な体制の整備に取り組む。	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 体制の整備 公文書管理法等の施行に伴い、新たに館に求められることとなる機能の円滑な実施に対応するため、常勤職員8名を増員するとともに、既往の人員も含めた適切な人員配置と必要な体制整備を行う。	・体制整備等の取組状況						A	A	A	(A委員)体制評価が着実に行われたことは高く評価できる。ただし、三課室の機能分担がわかりにくい。 (C委員)新規職員の採用を契機として、組織体制全般の見直しが行われている。 (D委員)公文書管理法の施行に伴い、新たに館に期待される機能の円滑な実施に対応する組織体制の整備が行われている。
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置 i) 平成22年度中に、内閣府において検討・作成される公文書管理法の運用に向けた各種基準やガイドライン等作成に関して、専門的知見を活用した調査分析や助言等の支援を行う。また、公文書管理法施行後、歴史公文書等に関する各種ガイドラインの改善に資する調査研究を行い、その結果を踏まえて当該ガイドラインの改善への支援を行う。	(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置 i) 歴史公文書等に関する各種基準やガイドライン等の運用に関し、内閣府に対して専門的知見から調査分析及び助言等の支援を行う。	・各種基準等運用に関する内閣府に対する支援状況						A	A	A	(C委員)公文書館の知見を活かし、適切な支援が行われている。
ii) 公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に関する専門的技術的助言を積極的に行い、行政機関及び独立行政法人等の適切な判断等を支援する。	ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため必要に応じて専門的技術的助言を行う。	・歴史公文書等選別のための支援等状況						A	A	A	(A委員)長期的にみると、この項目の業務は、公文書館にとって重要となると思われるが、法施行初年度の対応として高く評価できる。 (C委員)公文書館の知見を活かし、適切な助言が行われている。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由				
			A	B	C	D			指標	項目					
											<ul style="list-style-type: none"> 当館主催の研修会や府省別行政文書管理研修等様々な機会を通じて、歴史公文書等の保存・利用に関し専門的技術的助言に努めた。(第3章 P27-28記述) 独立行政法人等における歴史公文書等選別に関し、以下のような支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人等における歴史公文書等選別に関し、移管を申出た独立行政法人等に直接出向いて対象文書の確認をするなどにより支援を行った。 各独立行政法人等からの照会等に適宜対応するとともに、当館主催の研修会等様々な機会を通じて、独立行政法人等に対して、歴史公文書等の選別等に関し専門的技術的助言に努めた。(第3章 P28記述) 				
	iii) 歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関等に出向いての説明会、本館・分館での研修・施設見学会を実施する。また、移管基準や公文書管理法等について、解説したパンフレット等の作成・配布を行い、移管についての理解の浸透を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催状況及び研修・施設見学会の実施状況 パンフレット等の作成・配布状況 	同上	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関との共催により、17府省等において、府省別行政文書管理研修を実施し、延べ1,040名の受講があった。(第3章 P27-28記述) 公文書管理法に関する講義及びつくば分館見学を内容とする公文書管理研修Ⅰを3回開催し、延べ231名の受講があった。(第3章 P78-79記述) 公文書管理に関する専門的事項の習得を目的とする公文書管理研修Ⅱ(2回開催、延べ211名受講)において、希望者に対して本館及びつくば分館見学を実施し、162名の参加があった。(第3章 P79-80記述) 公文書管理法、移管基準等について分かりやすく解説したパンフレット「公文書の管理と移管」及び「公文書移管関係資料集を作成(各1,700部)した。作成したパンフレット等を当館主催の研修会や府省別行政文書管理研修等の教材として活用した。また、パンフレット等を館ホームページに掲載するなど、より幅広い活用・周知を図った。(第3章 P28記述) 	A	A	A	(C委員)研修内容の精査の工夫もみられ、参加者も多く、十分な成果があったことが認められる。					
	iii) 公文書管理法第9条第4項に基づき内閣総理大臣からの委任があった場合には、同項に基づく行政機関に対する実地調査を適切に実施する。	iv) 内閣総理大臣からの委任があった場合には、行政機関に対する実地調査を適切に実施する。	行政機関に対する実地調査の実施状況	同上	同上	内閣総理大臣からの実地調査の委任はなかった。	-	-	-	(C委員)適切に行われている。					

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
iv) 平成22年度中に館における中間書庫業務の実施について具体的な検討を行い、その結果を、公文書管理法施行後に活用する。	v) 内閣府の中間書庫パイロット事業を踏まえ、中間書庫業務を適切に実施する。	・中間書庫業務の実施状況	・同上				<ul style="list-style-type: none"> 4月から港区虎ノ門において中間書庫業務を開始し、内閣府中間書庫パイロット事業を引き継ぎ、内閣官房及び内閣府から497ファイル(3,638冊)の委託を受けた。(第3章 P30記述) 中間書庫業務委託の意向調査を行い、検討調整の結果、6機関(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省)から、新たに535ファイル(1,273冊)の委託を受けた。これにより平成23年度受託文書数は、合計1,032ファイル(4,911冊)となった。(第3章 P30記述) 受託文書について、劣化防止措置、委託機関による利用対応、平成23年度末保存期間満了予定文書の通知、移管予定文書の送付目録作成等を行った。(第3章 P30記述) 	A	A	A	<p>(A委員)初年度の対応としては十分に評価できる。ただし、今後の運用状況を見守りたい。</p> <p>(C委員)中間書庫業務は、公文書管理法が企図する公文書管理の在り方の向上のために大きな意義があることであり、業務が開始されたことが評価される。</p> <p>(D委員)内閣府中間書庫パイロット事業を引き継ぎ、適切に実施している。</p> <p>(E委員)積極的な働きかけを公文書館側が行うことを今後とも望みたい。</p>
<p>(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置</p> <p>① 受入れのための適切な措置</p> <p>i) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。</p>	<p>(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置</p> <p>① 受入れのための適切な措置</p> <p>i) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。</p>	・受入れ状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度移管計画に基づく行政機関からの移管について、平成23年3月3日開催の「今後の公文書の管理の取り組みに関する関係省庁連絡会議(第8回)」において移管当日までの準備等について説明し、23年4月に受入れを行った(受入冊数49,039冊)。(第3章 P31,34記述) 平成23年度に保存期間が満了する文書の移管について、平成23年12月15日に「平成23年度歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議」を開催し、移管当日までの準備等について説明を行うなど、館への移管が適切かつ円滑に行われるよう、行政機関に対して積極的周知に努めた。(第3章 P25-26記述) 	A	A	A	(C委員)適切に実施されている。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
ii) 公文書管理法施行後、独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	ii) 独立行政法人等からの歴史公文書等の移管について、専門的技術的な助言を行うつつ、計画的かつ適切な実施に努める。	・受入れ状況	・同上				<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に保存期間が満了する文書の移管について、平成23年10月12日開催の「今後の公文書管理の取組に関する関係省庁連絡会議(第9回)」及び平成24年1月24日開催の「今後の公文書管理の取組に関する独立行政法人等連絡会議」において、独立行政法人等に対する移管意向調査の実施、移管実施のための所要の資料作成等、24年10月頃予定の館への移管までのスケジュール等を説明した。(第3章 P26記述) 「今後の公文書管理の取組に関する関係省庁連絡会議(第9回)」における所管府省等への説明を経て、独立行政法人等に対し、法人文書ファイル等の移管に関する意向調査を実施した。(第3章 P26記述) その結果を受け、移管申出のあった法人文書ファイル等の実地確認を行う等、移管受入れの適否を検討した結果、3法人(5ファイル)からの移管を受け入れることとし、24年3月に、申出のあった各法人にその旨を通知した。(第3章 P26記述) 	A	A	A	<p>(A委員)適切な対応がとられていることを評価したい。ただし、国立大学法人に対する対応については、内閣府公文書管理課との協議の上、適切に対応していく必要がある。</p> <p>(C委員)適切に実施されている。</p> <p>(D委員)独立行政法人等からの歴史公文書等の移管に向けて、計画的に実施の準備を行っていると思われる。</p>
iii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	iii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	・受入れ状況	・同上				<ul style="list-style-type: none"> 裁判文書について、平成21年度から平成24年度の4か年にわたる移管計画に基づき、3年目の平成23年度移管分として、23年12月に1,004冊を受け入れた。(第3章 P33記述) 司法行政文書について、平成22年度移管計画に基づき、23年4月に初の受入れ(228冊)を行った。(第3章 P33記述) 内閣府と共に最高裁判所と協議を重ね、平成23年度移管計画が決定された。同計画の決定に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて検討を行い、最高裁判所から申出のあった司法行政文書の移管受入れは適当である旨等の意見を申し述べた。(第3章 P27記述) 	A	A	A	<p>(A委員)今後の移管見通しについては、早急に把握しておく必要がある。</p> <p>(C委員)適切に実施されている。司法行政文書の受入れが開始されたことは大いに評価される</p>

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援する。	iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援する。	・助言等支援の状況	・同上				・平成23年9月から10月にかけて行われた内閣府と衆議院、参議院、及び国立国会図書館の各事務局との協議に、館も内閣府を支援するため参加した。 (第3章 P27記述)	A	A	A	(A委員)早急に方向性が得られることに期待したい。 (C委員)支援のための前向きな姿勢がうかがわれる。
v) 平成22年度中に、民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入基準を作成し、公表するとともに、公文書管理法施行後、当該基準に基づく寄贈・寄託の受入れが可能な仕組みを整える。	v) 民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れを適切に実施する。	・受入れ状況	・同上				・独立行政法人化以前から保有していた寄贈・寄託文書について、目録の作成・内容の精査など、公開に向けた整理を行った。 (第3章 P29記述) ・平成23年度は、2件の寄贈文書(西園寺公望関係文書10点、鈴木善幸関係文書37点)、1件の寄託文書(南弘日記63点)の受入れ手続きを行った。 (第3章 P29記述) ・上記の寄贈・寄託文書について平成23年10月26日に目録を公開した。(第3章 P29記述)	A	A	A	(A委員)国立国会図書館憲政資料室等との調整については、今後早急に取り組んでいただきたい。 (C委員)民間からの寄贈・寄託の実績が積み重ねられている。 (D委員)寄贈・寄託文書について、国立国会図書館との情報交換の実施が望まれる。 (E委員)国立国会図書館憲政資料室との連携をこれまで以上に強化されることを望む。
vi) i)~iii)により又は寄贈・寄託により受け入れる歴史公文書等について、事業年度ごとに、受入冊数を考慮した原則1年以内の処理期間目標を設定し、その期間内に受入れから一般の利用に供するまでの作業を終了する。	vi) 上記により受け入れる歴史公文書等について、受入冊数を考慮し、1年以内に一般の利用に供するまでの作業を終了する。	・受入れから1年以内に利用に供した状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・「平成22年度公文書等移管計画」に基づき、行政機関等から特定歴史公文書等49,267冊(初めて受け入れた司法行政文書228冊含む)を平成23年4月に受け入れ、12月までに目録原稿を作成するとともに、利用制限区分を決定した後、平成24年3月に目録を公開した。 ・独立行政法人等から受け入れた歴史公文書等(国立公文書館保有の法人文書)1,708冊についても目録原稿を作成するとともに、利用制限区分を決定した後、平成24年3月までに目録を公開した。 ・平成23年12月に地方裁判所等から受け入れた裁判文書(1,004冊)については、目録原稿を作成するとともに、利用制限区分を決定し、速やかに目録を公開する予定である。 ・平成23年4月1日に策定した「寄贈・寄託文書受入要綱」に基づき、平成23年4月に受け入れた寄贈文書2件(47点)及び6月に受け入れた寄託文書1件(63点)の計110点の公開区分を決定し、平成23年10月に目録を公開した。 (第3章 P33-35記述)	A	A	A	(C委員)適切に遂行されている。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
② 保存のための適切な措置 i) 平成23年度から、電子媒体の歴史公文書等(以下「電子公文書」という。)について受入れ及び保存を開始する。このため、平成22年度中にシステム構築等、必要な準備作業を実施する。また、政府と密接な連携を図りながら、電子媒体による管理を見据えた統一的な文書管理に係る検討の状況を踏まえ、必要に応じシステムの見直しを図る。	② 保存のための適切な措置 i) 平成23年度から、電子媒体の歴史公文書等(以下「電子公文書」という。)の移管・保存を開始し電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用を行う。また、システムの利用方法に関する各府省等へ説明等を行う。	・電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用及び説明等の実施状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・平成23年度においては、4月より電子公文書等システムの運用を開始し、計700の電子媒体(行政機関から689、司法機関から11)を受入れ、長期保存フォーマット(国際標準のPDF/A)への変換等の作業を行い保存した。さらに、一般利用に向けて、デジタルアーカイブに目録データを登録し、インターネットを通じた提供を3月に開始した。 ・平成23年度歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議(12月15日)において、電子公文書等の利用方法について説明するとともに、要望のあった5機関へ訪問説明を行った。 (第3章 P36-38記述)	A	A	A	(A委員)初年度の取り組みとして十分に評価できる。今後の推移を見守りたい。 (C委員)電子公文書の移管・保存・利用は今後重要性のますます高まる分野であると考えられ、この分野での取り組みは高く評価しうる。 (D委員)当年度から計画どおり、適切に電子公文書システムの運用を開始している。
ii) 紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを、平成22年度末までに民間の専門家等の知見を十分に活用しながら検討し、結論を得る。	ii) 紙媒体で移管された特定歴史公文書等について、平成22年度に得た保存方法に係る検討結果を踏まえ、所要の取組を行う。	・検討結果を踏まえた取組み状況	・同上				・検討結果を踏まえ、新たに紙から直接デジタル化による複製物作成を含む複製物作成計画を策定した。これに伴い、毎年度の複製物作成数を200万コマ程度を目標とし、毎年度当初に具体的な計画を館ホームページ等に公表することとした。 (第3章 P38-39記述)	A	A	A	(C委員)適切に取り計らわれている。
iii) 館の保存する歴史公文書等について、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、紙等の劣化要因を除去するために必要な措置を講じた上で、温湿度管理等のできる適正な保存環境の専用書庫に、簿冊の形態等に応じた適切な排架を行い保存する。	・劣化要因の除去等の状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・受入れた歴史公文書等全てについて、くん蒸、簿冊ラベルの作成・貼付作業を行い、書庫に排架し、一連の作業を終了した。 (第3章 P39-40記述)	A	A	A	(C委員)適切に取り計らわれている。
iv) 館の保存する歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、事業年度ごとに数値目標を設定し、計画的に修復を実施する。この際、資料の状態、利用頻度等に応じ、最適な技術を活用した修復を実施する。	iv) 館の保存する特定歴史公文書等について、劣化状況・想定される利用頻度等に応じて、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	・マイクロフィルム作成計画(館内撮影62万コマ、外部委託67万コマ)に対する変換状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・館内撮影により3,007冊約64万コマのマイクロフィルム撮影を行った。 ・外部委託により、平成21年度移管内閣法制局等2,384冊約67万コマのマイクロフィルム撮影を行った。 (第3章 P41-42記述)	A	A	A	(C委員)適切に取り計らわれている。
		・巻き戻し、汚れの除去等の計画数(マイクロフィルム1,800本)に対する処理状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・マイクロフィルム1,810巻の巻き戻し、汚れの除去等を行った。 (第3章 P41記述)	A	A		(C委員)適切に取り計らわれている。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
	v) 館の保存する特定歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、資料の状態・想定される利用頻度等に応じて計画的に修復を実施する。 修復計画: 重修復270冊、軽修復6,000冊、リーフキャスト5,500丁	・重修復270冊、軽修復6,000冊、リーフキャスト5,500丁の実施状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	・100%以上 ・平成22年度に受入れた民事判決原本等の重修復を実施した他、虫損被害の著しい地方検察庁の判決書等のリーフキャストによる修復を行った。修復作業結果は下記のとおり。 重修復 270冊 軽修復 6,030冊 リーフキャスト 5,512丁 (第3章 P42記述)	A	A	A	(C委員)適切に取り計らわれている。
③ 利用のための適切な措置	③ 利用のための適切な措置										
i) 平成22年度中に、公文書管理法第27条に基づき「利用等規則」を作成し、内閣総理大臣からの同意を得るとともに、これを公表する。											
ii) 平成22年度前半に、館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針および工程表を作成し、年度ごとに計画的に取組を進める。あわせて、館の保存する歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、年度ごとに適切な目標数値を設定する。	i) 平成22年度に作成した館の保存する特定歴史公文書等の利用に係る取組方針及び工程表に基づき年度ごとに計画的に取組を進める。あわせて、館の保存する特定歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、適切な数値目標を設定する。	・特定歴史公文書等の利用に係る計画の取組み状況及び数値目標の設定状況				・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	A	A	A	(C委員)書庫見学の実施要領の策定など、積極的な取り組みが行われており、評価しうる。	
iii) 要審査文書(館の保存する歴史公文書等のうち、非公開情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊)の閲覧申込(公文書管理法施行後は利用請求。以下同じ。)があった場合には、次の期間内に審査し、利用に供する。	ii) 要審査文書(館の保存する特定歴史公文書等のうち、非公開情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊)の利用請求については、次の期間内に審査し、利用に供する。										
ア 閲覧申込があつてから30日以内に審査し、利用に供する。	ア 利用請求があつた日から30日以内に利用決定する。	・30日以内に利用決定した状況	同上			・平成23年度の要審査文書の審査冊数1,468冊のうち、721冊については全部の利用を認める利用決定をし、利用制限情報が含まれる残り747冊については、利用制限情報を除き利用決定した。 ・1,468冊のうち、利用請求から30日以内に審査を処理したものは1,008冊であった。 (第3章 P46-47記述)	A	A	A	(A委員)所期の数値目標を達成している。 (C委員)適切な処理が行われていたものと認められる。	
イ アに関わらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日を限度として期間を延長し、審査できない理由及び期間を申込者(公文書管理法施行後は請求者。以下同じ。)に通知する。	イ アに関わらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日を限度として期間を延長し、審査できない理由及び期間を利用請求者に通知する。	・30日を限度として延長した状況	同上			・30日以内に審査できなかった460冊については、審査できない理由及び審査期間を利用請求者に遅滞なく通知した。 (第3章 P47記述)	A	A	A	(C委員)適切な処理が行われていたものと認められる。	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
ウ ア)及びイ)に関わらず、閲覧申込に係る公文書等が著しく大量である又は内容の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し利用に供するとともに、残りの部分については相当の期間内に審査し利用に供する。この場合、審査できない理由及び期間を申込者に通知する。	ウ ア)及びイ)に関わらず、利用請求に係る公文書等が著しく大量である又は内容の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し利用に供するとともに、残りの部分については相当の期間内に審査し利用に供する。この場合、審査できない理由及び期間を利用請求者に通知する。	・60日以内に審査した状況	・同上				・利用請求から31日以上60日以内の審査を要した211冊については、一度に大量の請求があり、かつ、国の安全等に関する情報が多数含まれるもの(閣議・事務次官会議資料)があったこと等のため、移管元の機関の意見を確認する等慎重な審査を行う必要があり、審査に時間を要した。 なお、60日以内に審査できなかった249冊については、審査できない理由及び審査期間を利用請求者に通知した。 (第3章 P47記述)	A	A	A	(C委員)適切な処理が行われていたものと認められる。
		・60日以内に審査できなかった状況	・同上				・利用請求から61日以上審査を要した249冊については、著しく大量の請求があり、かつ、国の安全等に関する情報が含まれるもの(閣議・事務次官会議資料)、個人情報等が多数含まれており、外国語で記載されているもの(BC級戦犯関係資料等)があったこと等のため、情報の確認、移管元行政機関への照会等慎重な審査を行う必要があり、審査に時間を要した。 (第3章 P47記述)	A	A		(C委員)適切な処理が行われていたものと認められる。
iv) 中期目標期間中に、要審査文書について、計画的かつ積極的な審査を行い、要審査文書の年間処理件数を大幅に拡大するとともに、時の経過を踏まえて、非公開区分の文書の区分見直しを適切に行う。この際、利用制限は原則として30年を超えないものとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえた判断を行う。	iii) 要審査文書の計画的かつ積極的な審査に取り組むとともに、時の経過を踏まえて、非公開区分の文書の区分見直しを適切に行う。	・要審査文書の審査状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・利用頻度の高いことが予想される要審査文書について、速やかに利用に供することができるようにするため、要審査となっていた240冊(閣議・事務次官会議資料71冊、閉鎖機関関係資料169冊)の積極的な審査を行い、利用制限区分の見直し(225冊を公開、15冊を部分公開)をした。 (第3章 P47記述)	A	(A)	(A)	(C委員)利用の拡大に向けた前向きな処理が行われている。
		・非公開区分の区分見直し状況	・同上				・非公開区分の昭和戦前期(大正14年～昭和31年)作成の恩給裁定原書5,133冊について、利用制限区分の見直し(305冊を公開、4,828冊を要審査)を行った。 (第3章 P47記述)	A	A		(C委員)利用の拡大に向けた前向きな処理が行われている。
		・要審査文書の利用決定状況	・同上				・利用請求のあった要審査文書の審査処理数1,468冊と要審査文書の積極的審査処理数240冊を合計すると、1,708冊となり、年度計画の目標を達成した。 ・平成23年度に利用決定をした3,783冊のうち、30日以内に利用決定をしたものは3,323冊、87.8%であり、目標を達成した。 (第3章 P46記述)	A	A	A	(A委員)所期の数値目標を達成している。 (C委員)利用の拡大に向けた前向きな処理が行われている。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
v) 公文書管理法施行後、利用の制限等に対する異議申立てがあった場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事案については遅くとも30日以内に、その他の事案については遅くとも90日以内に諮問を行う。	v) 利用の制限等に対する異議申立てがあった場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事案については遅くとも30日以内に、その他の事案については遅くとも90日以内に諮問を行う。	・30日以内に諮問した状況	・同上				・平成23年10月17日に3件の異議申立てがあり、その日から30日以内の同年11月15日に公文書管理委員会に諮問を行った。 (第3章 P47記述)	A	A	A	(C委員)適切な処理が行われていたものと認められる。 (D委員)利用制限等に対する異議申立てについて適切な手続きを行っている。
		・30日を超え90日以内に諮問した状況	・同上				・30日を超え90日以内に諮問したものはない。 (同上)	—	—		
vi) 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回以上実施する。また、開催場所の工夫や地方公文書館等他機関との連携等も含め、企画内容や展示方法等に関して新たな取組を行うことにより、展示の魅力及び質の向上を図る。	vi) 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回以上実施する。企画内容などについて専門家等からの意見を聴きつつ、展示会の魅力の向上を図る。分館においても常設展・企画展等を実施する。	・常設展・特別展等の開催状況	・同上				<ul style="list-style-type: none"> 本館では、春の特別展「国立公文書館創立40周年記念貴重書展Ⅰ 歴史と物語」(4/2～4/21、入場者数:4,178人)、秋の特別展「国立公文書館創立40周年記念貴重書展Ⅱ 公文書の世界」(10/1～10/20、4,122人)を開催した。 (第3章 P49-50記述) 新たな試みとして、従前の常設展に代わり、月替わりの企画展である「連続企画展Ⅰ～Ⅵ」を開催した。 (第3章 P50-51記述) 特別展の企画について、複数の有識者から意見を聴取し、企画内容の充実に努めた。 連続企画展の実施に当たっては、館内から広く提案を募り、多様な企画を実施することで展示会の魅力の充実に努めるとともに、館職員の展示企画能力等の向上を図った。 (第3章 P48-52記述) これまでHP上で紹介してきた資料の原資料を月替わりで展示する「今月のアーカイブ・ピックアップ」コーナーを設け、より一層の内容の充実に努めた。 (第3章 P48,49記述) つくば分館では、文部科学省が主催する「科学技術週間」や、つくば市教育委員会が推進する「つくばちびっ子博士」事業に協力し、企画展等を通して館の認知度を高めるための取組を行った。 (第3章 P49,51記述) 	A	A	A	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。 (D委員)従前の常設展に代わり、月替わりの企画展を試みたことは評価するが、入場者数の前年比較等、今後の展開に活用できる分析を実施することが望まれる。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
vii) いつでも、どこでも、だれもが、自由に、無料でインターネットを通じて館の保存する歴史公文書等を広く利用できるようにするため、平成22年度から館のデジタルアーカイブの新システムの運用を開始するとともに、計画的かつ積極的に所蔵資料のデジタル化を推進する。	vii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットを通じて所蔵資料を検索し、デジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブの運用を行う。また、平成23年度におけるデジタルアーカイブ・アクセス件数の目標を約21万件とする。画像については、既存のマイクロフィルム等から約130万コマをデジタル化し、これまでに提供してきた約610万コマと合わせて、計約740万コマのデジタル画像をインターネットで公開する。 大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料である絵図等については、既存のポジフィルム及び新たに撮影するものから約300点をデジタル化し、これまでに提供してきた約1470点と合わせて、計約1770点のカラーデジタル画像をインターネットで公開する。	・マイクロフィルムのデジタル化130万コマの進捗状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・法令案審議録や内閣公文などの法令の制定過程・閣議議事録等のほか、震災関係公文書のうちデジタル化が未実施であった文書など、約133万コマのデジタル画像の作成を行い、デジタルアーカイブに搭載した。 また、約46万コマのJPEG2000形式のデジタル画像をアジア歴史資料センターへ提供し、デジタル資産の共有化を図った。 (第3章 P54記述)	A	A	A	(C委員)適切に遂行されている。
		・ポジフィルム等のデジタル化300点の進捗状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・江戸初期の寺院の基本資料である「諸宗末寺帳」、農地改革の周知のために作成された「農地改革広報」等、ポジフィルムから304点のデジタル画像を作成し、デジタルアーカイブに追加した。 (第3章 P54記述)	A	A		(C委員)適切に遂行されている。
		・デジタル画像のインターネットでの公開状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・デジタルアーカイブ(公文書等)においては、既に公開している約612万コマと合わせ、約745万コマのデジタル画像をインターネットで公開した。 この結果、これまでにデジタル化した画像とアジ歴とのリンク分を合わせて約1,235万コマのデジタル画像を、インターネットで公開した。 ・デジタルアーカイブ(重要文化財等)においては、新たに304点のデジタル画像を追加し、これまでに提供してきた画像と合わせて、1,777点のカラーデジタル画像をインターネットで公開した。 ・なお、平成23年度のデジタルアーカイブのアクセス件数は、26万4620件で前年度より増加した。 (第3章 P53-54記述)	A	A		(A委員)アクセス数が増加したことは評価できる。 (C委員)適切に遂行されている。
viii) 館の保存する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出席するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いを考慮しつつ積極的な貸出を行う。貸出審査については、貸出機関等からの申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行う。	viii) 館の保存する特定歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出席するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いに配慮しつつ積極的な貸出を行う。 貸出審査については、貸出機関等からの申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行うこととし、平均審査日数の目標を15日とする。	・貸出申込みから貸出決定までの状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 ・他の機関からの貸出しの申込に対して積極的に貸出し(143冊)を行った。 ・25機関の貸出し申込に対して、すべて30日以内に貸出し決定を行った(平均審査日数:4日間)。 ・特に、日独修好150周年記念事業として、ドイツ・ライス・エンゲルホルン博物館に「大日本帝国憲法」(レブリカ)の当館初の海外貸出を行った。 (第3章 P54-55記述)	A	A	A	(C委員)利用の拡大に向けた前向きな処理が行われている。 (D委員)当館初の海外貸出しを実施するなど積極的な試みが認められる。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
ix) 館の保存する歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行う。	ix) 館の保存する特定歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行う。	・利用者の動向等の把握及び分析、反映状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・本館特別展のアンケートにおいて、震災の影響により講演会を中止した件について、「講演会中止は残念だった」とのご意見があったことから、平成24年4月に講演会を実施することとした。	A	A	A	(A委員)デジタルカメラの使用を認めたことは高く評価できる。	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。	(D委員)デジタルカメラによる原本からの撮影を新たに認めた。またその撮影のために必要な補助具を提供することとした。(第3章 P45記述)	
		・見学の受入れ拡大に向けた取組み状況	・同上	・館の業務及び館が保存する特定歴史公文書等に対する国民の一層の理解を得るとともに、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、新たに書庫見学を可能とする「独立行政法人国立公文書館見学実施要領」を定めた。平成23年度の実績は、52団体831人であった。(第3章 P58記述)	A	A	(A委員)当委員会の意見を踏まえ適切な対応をしたことは高く評価できる。	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。	(D委員)本館の入場者数は減少しているものの、分館の見学者数は大幅に増加している。		
x) 開館曜日の拡大も含め、年間開館日数について見直しを行い、中期目標期間中に年間開館日数を増加させる。	x) 問題点の整理等、年間開館日数の増加に向けた見直しの検討を引き続き行う。	・見直しの検討状況	・同上	・中期目標期間中の年間開館日数増加に当たり必要となる次のような観点について、シミュレーションを行うなど具体的な検討を進めた。 休日開館の際の業務内容、人員配置やシフト、実施コスト、国内外類似施設の対応例把握、利用者のニーズ、効果測定等 (第3章 P59記述)	A	A	A	(C委員)適切に取り組まれている。			
xi) つくば分館に保存されている文書が本館でも利用できるようにする方策をはじめとして、つくば分館に係る利用者の利便性向上策を検討し、中期目標期間中に具体的な措置を講じる。	xi) つくば分館利用者の利便性向上のための方策について検討する。	・利便性向上のための検討状況	・同上	・つくば分館に保存されている特定歴史公文書等のうち、公開状況が「公開」「部分公開」となっている公文書等の原本について本館でも利用できるようにするため、「特定歴史公文書等の閲覧場所の指定に係る事務取扱要領」を定めた。初年度の実績は27件74冊であった。(第3章 P59記述)	A	(A)	(A)	(A委員)利用者の利便性が向上したことを評価する。	(C委員)利便性向上のための工夫が認められる。	(D委員)つくば分館利用者の利便性向上のための方策の更なる検討に期待したい。	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
xii) ホームページの充実、広報誌の刊行 その他の方法を活用し、国立公文書館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高める。また、館の保存する歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。	xii) ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、国立公文書館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高める。また、館の保存する特定歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。	・積極的な広報の実施状況	・同上				<ul style="list-style-type: none"> 「パブリックアーカイブズビジョン」に則り、館の業務の意義等についての周知を図るための取組を以下のように実施した。 ホームページにおいて、特別展等の開催案内を行うとともに、東日本大震災復興支援事業等の館の重要な取組に係るコーナーを設けるなど、館の業務に係る最新情報を内外に積極的に発信した(更新累計388件)。(第3章 P61記述) 公文書管理法の施行を踏まえた新たな利用方法に加え、館の役割や取組について詳しく紹介した広報用ビデオを制作し、1階ロビーにおいて常時放映しているほか、ホームページにおいても動画を視聴できるようにした。(第3章 P62記述) 情報誌『アーカイブズ』44～46号を発行し、国の機関、地方公共団体、地方公文書館等に配布し、ホームページに掲載した。(第3章 P60記述) 館の紹介等を地下鉄駅構内電飾広告、DVD、リーフレット等により実施した。特別展の開催案内については、地下鉄駅構内、車内広告のほか、イベント情報サイト(掲載無料)等の様々な媒体を利用して実施した。(第3章 P62記述) 千代田区ミュージアム連絡会へ参加し、北の丸公園・皇居東御苑文化ゾーンマップを地域関係機関と共同作成・配布したほか、国立情報学研究所主催のオープンハウスに参加し、館の展示ブースを設けるなど、関係機関と連携した広報の機会を積極的に利用した。つくば分館では、文部科学省が主催する「科学技術週間」や、つくば市教育委員会が推進する「つくばちびっ子博士」事業に協力し、企画展等を通して館の認知度を高めるための取組を行った。(第3章 P49及びP65-66記述) 	A	A	A	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。
		・諸外国への積極的な情報発信の実施状況	・同上				<ul style="list-style-type: none"> 海外からの訪問者や視察者等に対して、DVDやリーフレット等を活用しつつ、館の業務や公文書管理法の施行により今後新たに担うことになった責務等を説明・紹介し、その周知を図った。 	A	A	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置 i) 公文書管理法第34条に地方公共団体における文書管理の努力義務規定が置かれたことを踏まえ、地方公共団体における文書管理の向上に資するよう、公文書館法(昭和62年法律第115号)第7条に基づき地方公共団体に対する公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うとともに、地方におけるデジタルアーカイブ化に係る技術的支援をはじめ、これまで以上に積極的かつ能動的に地方における歴史公文書等の保存及び利用を支援する。	④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置 i) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。 また、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及・啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。併せて、所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・地方公共団体が行う各種研修会等への講師派遣の状況	同上			・英語版ホームページに東日本大震災への対応等の情報を随時追加したほか、館を紹介した広報用DVD(英語・中国語・韓国語)を新たに制作し、館のパンフレット及びリーフレットの英語版についても改訂を行った。 (第3章 P74記述)	A	A	A	(C委員)適切に遂行されている。 (D委員)地方公共団体その他関係機関からの依頼に合わせて派遣するのみならず、館からの積極的な働き掛けに期待したい。	
		・全国の公文書館等への説明の状況及び所在情報提供の仕組み構築に向けた意見交換の実施状況	同上			・デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書及び所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換のため、全国の公文書館等(大学アーカイブズ、5機関)へ説明を行った。 新たに、神戸大学附属図書館大学文書史料室の「神戸大学特定歴史公文書等データベース」との横断検索による連携が実現した。 平成24年度においても、標準仕様書等に関する説明、所在情報提供の仕組みに係る意見交換を行うこととしている。 (第3章 P67記述)	A	A		(C委員)適切に遂行されている。	
		・被災公文書等の修復に当たる人材の育成のための研修の実施状況	同上			・支援要請があった被災地方自治体(5箇所)において、それぞれ約2ヶ月づつの修復支援事業を実施し、採用した110名の修復研修生に対して必要な技術を習得させ、当該自治体が被災公文書等の修復作業を早急に進める環境を整備した。 (第3章 P69-70記述)	A	A		(A委員)震災への対応事業として高く評価できる。 (C委員)公文書館の知見を活かし、この分野でイニシアティブを発揮していることは大きく評価される。 (D委員)被災地方自治体における修復支援事業に懸命に取り組んだことは評価できる。	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
ii) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と密な連絡を行い、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。	ii) 全国公文書館長会議やアーカイブズ関係機関協議会、歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議等を通じて、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。 なお、全国公文書館長会議と併せて開催する国際アーカイブズの日記念講演会において、国立公文書館設立40周年に係る講演を行う。	・各種会議等を通じた連携状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>・23年6月9日に東京都において全国公文書館長会議を開催し、国及び地方公共団体等が設置する公文書館等から約80名の出席があった。会議では、公文書管理法施行への対応に係る館の取組に関する報告のほか、東日本大震災への対応について、福島県歴史資料館及び茨城県立歴史館からの報告などを踏まえ、出席者間で活発な意見交換が行われた。 (第3章 P67-68記述)</p> <p>・「国立公文書館創立40周年記念」・「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催し、国及び地方が設置する公文書館等、アーカイブズ関係機関協議会構成員等から約120名の参加があった。 (第3章 P71記述)</p> <p>・23年7月4日及び24年2月6日にアーカイブズ関係機関協議会を開催し、各機関の活動報告と意見交換等を行った。 (第3章 P68記述)</p> <p>・歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議を3回開催し、公文書管理法施行後の各機関の取組状況などについて情報交換等を行った。 なお、23年度から新たに日本銀行金融研究所アーカイブが構成員に加わった。 (第3章 P68記述)</p>	A	A	A	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。
iii) 利用者の利便性を高めるため、国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関の保存する歴史公文書等について、その所在情報を一体的に提供する仕組みの構築について検討を行い、実施可能な施策については順次実施する。	iii) 国の関係機関の保存する歴史公文書等の所在情報を一体的に提供するため運用している「歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」」について、利用者の利便性を高めるため、内容等の一層の充実を努める。	・「ぶん蔵」の内容充実のための検討状況	・同上				<p>・外務省外交史料館及び国立国会図書館保存資料に係るコンテンツのほか、当館の連続企画展と連動したコンテンツを掲載するとともに、これらを紹介する新着情報の更新(81回)を行うこと等により、利用者の関心の高まりや理解促進を目指したサイト展開に努めた。 (第3章 P68-69記述)</p>	A	A	A	(C委員)利用者の視点に立った拡充策が講じられている。

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
⑤ 国際的な公文書館活動への参加・貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等への積極的参画や情報交換の促進など、国際的な公文書館活動への積極的な参加・貢献を行う。	⑤ 国際的な公文書館活動への参加・貢献 i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際公文書館会議(ICA)の活動を中心に、積極的な貢献を行う。また、ICAが主唱して設けられた「国際アーカイブズの日」(6月9日)について、日本国内への広報普及に努める。 11月に第10回ICA東アジア地域支部(EASTICA)総会及びセミナーを東京で開催し、東アジア諸国等と日本の公文書館との交流を図る。	・積極的な国際貢献の実施状況	・同上			<ul style="list-style-type: none"> 「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催し、国及び地方が設置する公文書館等、アーカイブズ関係機関等から約120名の参加があった。(第3章 P71記述) 10月22日～29日にスペイン(トレド)で開催された第43回国際公文書館円卓会議(CITRA)に館長が参加し、EASTICA議長として地域支部議長会合、執行委員会、年次総会等の運営会合に出席し、意見を交換・討議を行った。特に、執行委員会においては、館長から2011年3月の執行委員会で出された東日本大震災に関する特別ステートメントへの謝意を述べた。(第3章 P70-71記述) 	A	A	A	(A委員)ICAへの積極的な参加は高く評価できる。 (C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。	
		・日本開催の状況	・同上			<ul style="list-style-type: none"> 11月15日から18日まで、EASTICA第10回総会及びセミナーを東京で開催し、海外5カ国から72名、日本国内から80名、合計152名が参加した。(第3章 P72-73記述) 第10回総会では、館長が任期満了により議長職を退き、引き続き理事に選出された。(第3章 P72記述) 11月16-17日、「今日のアーカイブズ:デジタル時代の法制、アクセス、保存」をテーマとしたセミナーを開催し、オーストラリア国立公文書館政策戦略計画部長等が基調講演を行った。また、ICA大会担当事務次長が、オーストラリアで開催される第17回ICA大会についてプレゼンテーションを行った。(第3章 P72記述) 国・地域別報告で、当館職員が「2011年、日本のアーカイブズ-デジタル時代の法制、アクセス、保存」と題した報告を行った。(第3章 P72記述) このほか、都内視察、当館見学等を通じて参加各国との交流を深めた。(第3章 P73記述) 	A	A		(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。 (D委員)国際的な公文書館活動への積極的に参加・貢献していると認められる。	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
	ii) 国際会議等への参加 平成23年10月にトレド(スペイン)で開催予定の第43回国際公文書館円卓会議に参加し、諸外国の公文書館関係者との交流を深める。 その他公文書館活動に関連する国際会議等に積極的に参加し、国際交流・協力を推進する。	・各種国際会議への参加状況、交流等の状況	・同上				・第43回ICITRAの「デジタル世界におけるアーカイブズの存続」をテーマとしたセッションに館長等が出席した。分科会において、館長が東日本大震災で被災したアーカイブズに対する政府及びアーカイブズ界の対応について報告した。 (第3章 P73記述)	A	A	A	(C委員)意欲的に取り組まれていることが認められる。
	iii) 外国の公文書館との交流推進 アジア地域の公文書館と一層緊密な関係を築くため、今後とも交流を深める。 また、諸外国の公文書館等からの相互協力、訪問・研修受入れ等の要請に積極的に対応する。	・国際交流の状況	・同上				・ICA企業労働セクションメンバー(5/9)、米国立公文書記録管理院大統領図書館局長(5/24)、遼寧省檔案局一行(6/29、11/29)、インドネシア地方代表議会議員及び事務局員一行(2/14)等が来館し、館の役職員と意見交換を行った。 (第3章 P73-74記述) ・オマーン国立公文書館職員2名を修復技術研修生として受け入れた。(11/28~12/22) (第3章 P74記述) ・インドネシア西スマトラ州パダン(11/18~25)において開催された文化遺産国際交流拠点事業に職員を講師として派遣した。 (第3章 P74記述)	A	A	A	(C委員)種々の機会をとらえ、前向きに取り組まれている。
	iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信 館の充実に資するため、先進的な外国の公文書館等への視察、情報の交換、資料交換等を通じ、外国の公文書館及び公文書館制度等に関する情報の収集及び蓄積を行う。また、国際会議における発表等を通じて、館に関する情報の海外発信に努める。	・外国の先進的な公文書館等への視察等情報収集の状況	・同上				・諸外国の文書管理法制、電子文書管理等に関する情報を収集し、関係文献を業務用に翻訳した。 (第3章 P74記述)	A	A	A	(C委員)適切に遂行されている。
		・国立公文書館の活動等に関する情報の海外への発信状況	・同上				・「北の丸」第44号をICA・EASTICA会員の外国公文書館等140箇所に送付した。 (第3章 P74記述) ・公文書管理法施行に伴い、館紹介パンフレット及びリーフレットの英語版、館紹介DVDの外国語版(英語、中国語、韓国語)の改訂を行った。 (第3章 P74記述) ・東日本大震災への対応等を館の英語版ホームページに随時掲載した。 (第3章 P74記述)	A	A		(C委員)適切に遂行されている。